

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度
手続きガイドブック（案）

ふじみ野市

目次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ宣誓制度とは	1
3	宣誓をすることができる方	1
4	宣誓に必要な書類	2
5	手続きの流れ	2
6	パートナーシップ宣誓受領証等の交付	3
7	パートナーシップ宣誓受領証等の再交付	4
8	届出事項の変更	4
9	パートナーシップ宣誓受領証等の返却	4
10	Q&A	4

1 はじめに

ふじみ野市では、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択し、誰もが自分らしく活躍するまちの実現を目指すための施策の一つとして、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」(案)を制定し、令和4年7月1日より「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始することとなりました。

この制度の導入によって、市民のみなさまの多様な「性」のあり方への理解が深まり、多様性を尊重する社会を目指してまいります。

2 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者であるお二人が、ふじみ野市長に対してパートナーであることを宣誓した宣誓書を提出し、ふじみ野市は宣誓受領証、宣誓受領カードを交付するものです。

この制度による法的効力はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、社会生活における利便性と支障の緩和の一助となることを期待し、実施します。

* 性的少数者

性的指向が必ずしも異性愛のみでない方、性自認が出生時の性と異なる方。代表的な例が、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング）となります。

3 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人が次の要件をすべて満たしていることが必要となります。

- (1) 一方又は双方が性的少数者であること。
- (2) 宣誓を行う当日にお二人とも成年であること。
- (3) ふじみ野市民であること、または3か月以内に市内へ転入予定であること。
- (4) お二人に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）及びパートナーシップ関係にある方がいないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

* 婚姻できない続柄

直系血族・・・・・・・・・・祖父母、父母、子、孫等

三親等内の傍系血族・・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族・・・・・・・・・・子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等

* パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く。

4 宣誓に必要な書類

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたものを一人につき1通提出してください。(同一世帯の場合は1通で可)
- ・ 本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

(2) 配偶者がいないことが確認できる書類

- ・ 戸籍抄本、独身証明書その他これに類する書類（3か月以内に発行されたもの）を一人につき1通提出してください。
- ・ 戸籍抄本、独身証明書は本籍地の市区町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書類で大使館等公的機関が発行するものに日本語の翻訳を添えて提出してください。

(3) 本人確認書類

- ・ ご来庁者をご本人であることを確認します。
- ・ 1点の提示でよいもの
官公署が発行した有効期限内の顔写真付き証明書
マイナンバーカード、旅券、運転免許証など
- ・ 2点の提示が必要なもの
健康保険証、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書などで有効期限内のもの

(4) 必要により持参する書類

- ・ 宣誓するにあたり通称を使用したい場合は、通称を日常的に使用していることが確認できる次のものをご提示してください。
- ・ 社員証、学生証、自宅に配達された郵便物など

5 手続きの流れ

(1) 宣誓日時の予約

- ・ 来庁、電話、メール、FAXのいずれかで、宣誓日時をご予約ください。(予約先：市民生活部市民総合相談室)
- ・ 来所、電話予約できる日時は、土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）以外の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 予約期間は、宣誓日の3か月前から7日前までにお願いします。

例 令和4年7月1日 午前10時の予約は

令和4年4月1日から令和4年6月24日まで

- ・ メール、FAXからの予約の場合は宣誓日時、お二人のお名前、連絡先をお知らせください。24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌開庁時間内に連絡します。

(2) 必要書類の準備



- ・住民票の写し、戸籍抄本等提出するもの、提示するものをご用意ください。
- ・提出書類等の入手に係る手数料等は、宣誓者のご負担となります。

(3) 予約日に来庁

- ・予約時間までにふじみ野市役所本庁舎 2 階市民総合相談室にお二人でお越しください。
- ・パートナーシップ宣誓は個室で行いますので、担当職員がご案内します。
- ・本人確認書類をご提示してください。コピーをとらせていただきます。
- ・パートナーシップ宣誓書を確認のうえご署名いただきます。
- ・転入予定の方には、パートナーシップ宣誓受付票をお渡しします。転入後、「8 届出事項の変更」の手続きをしてください。
- ・書類の不備・不足がある場合は、再度ご準備をお願いします。
- ・書類の受領・確認ができた日を宣誓日とさせていただきます。

6 パートナーシップ宣誓受領証等の交付

パートナーシップ宣誓受領証（A4 サイズ）、宣誓受領カード（縦 5.5 cm × 横 9 cm）は、宣誓日から 7 日以内にお送りします。

(表面)	
<p>第 号</p> <p>パートナーシップ宣誓受領証</p> <p>様 様</p> <p>お二人が、ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>宣誓日 年 月 日</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>ふじみ野市長 </p>	<p>パートナーシップ宣誓受領カード</p> <p>ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>____ 様 _____ 様</p> <p>第 号 _____ 年 月 日</p> <p>ふじみ野市長 </p>
(裏面)	
<p>この受領カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことをふじみ野市が証するものです。この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。</p> <p>戸籍上の氏名 *通称使用の場合</p> <p>____ 様 _____ 様</p> <p>特記事項</p>	

7 パートナーシップ宣誓受領証等の再交付

宣誓受領証等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には再交付します。「パートナーシップ宣誓受領証等再交付申請書」を提出してください。

申請書を受領した日から7日以内にお送りします。

8 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写しなど）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、宣誓受領証等の再発行を希望する場合には、「7 パートナーシップ宣誓受領証等の再交付」のとおり申請してください。

9 パートナーシップ宣誓受領証等の返却

次の要件に該当した場合、宣誓受領証、宣誓受領カードをご返却いただきます。

- (1) 宣誓対象者に該当しなくなったとき
 - ・婚姻（事実婚を含む。）したとき
 - ・一方又は双方が転出したとき
 - ・パートナーシップ関係を解消したとき
 - ・他の方とパートナーシップの関係となったとき
- (2) 一方がお亡くなりになったとき

10 Q&A

Q1 パートナーシップ制度と結婚は何が違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度は、法的効力はありません。宣誓したことにより、戸籍や住民票の記載に変更を加えるものではありません。

Q2 法的効果がないのに、パートナーシップ宣誓制度を実施する理由はなんですか？

A2 性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が理解され、広がっていくことを期待しています。

Q 3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、パートナーシップ契約等を結ぶ方法があります。

詳しくは、公証役場にお問い合わせください。

Q 4 事実婚は、なぜ対象としないのでしょうか？

A 4 ふじみ野市のパートナーシップ制度の対象者は、性的少数者の方を対象としております。

Q 5 宣誓に費用はかかりますか？

A 5 宣誓に費用はかかりません。

ただし、必要書類を入手するための手数料等は必要となります。

Q 6 宣誓は2人で行かないとダメですか？

A 6 ご本人確認、お二人の意思の確認、宣誓書の自署のため、お二人でお越しください。

Q 7 手にけがをしていて、宣誓書に自書をするできません。

A 7 必ず署名をご本人の漢字(漢字が書けない場合はローマ字又はひらがな)を記入していただきますが、署名以外については予約時に担当にお申し出ください。

Q 8 仕事の都合で土日しか休めません。土日に宣誓することはできますか？

A 8 担当までご相談ください。

Q 9 カミングアウトしていませんが、プライバシーは守られますか？

A 9 ご予約いただいた当日は個室を用意いたします。提出された書類に記載されている個人情報、他の目的に使用されることはありません。

Q 10 宣誓することで受けられる市のサービスはありますか？

A 10 市営住宅の入居要件である「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)」にパートナーシップ宣誓受領証等を持った人を加える予定です。(案)

Q 11 宣誓することで受けられる民間サービスはありますか？

A 11 ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度に法的効力はありません。あくまで性的少数者の方を応援する制度です。通常、婚姻関係でないと受けられない次のようなことが、受けられる可能性が考えられます。

- ・医療機関での面会・手術の同意
- ・生命保険の受取人指定
- ・クレジットカードの家族カードの申し込み
- ・携帯電話の家族割引
- ・映画館での夫婦割引

Q 1 2 パートナーシップ宣誓受領証の有効期限はありますか？何年かに一度更新は必要ですか？

A 1 2 有効期限は定めておりません。
更新についても必要ございません。

Q 1 3 パートナーシップを解消したい場合、どうしたらよいですか？

A 1 3 「パートナーシップ宣誓受領証等返還届」を提出してください。様式はホームページからダウンロードすることができます。

【問合せ先】

ふじみ野市 市民生活部 市民総合相談室

TEL 049-262-9001 (直通)

FAX 049-261-5960

メール jinken@city.fujimino.saitama.